

## 由利本荘市定住促進奨励金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、由利本荘市定住促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 要綱第2条第7号の「市税等」は、住民税、固定資産税、保険税（料）のほか、当該市区町村が取り扱う全ての市区町村税とする。

(交付の対象とならない者)

第3 要綱第4条ただし書きの「この要綱の趣旨に反するものと市長が認める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 暴力団員
- (2) 生活保護費受給者
- (3) 市の住民基本台帳に記載されていない者で既に市内に居住している者
- (4) 平成29年4月1日以降、「職務経験者【移住定住】」として由利本荘市職員に採用された者

(交付要件等)

第4 要綱第4条第1項第8号及び第2項第9号の「広報等の取材」は、次のとおりとする。

- (1) 市及び移住促進関係団体が行う取材
- (2) 報道機関が行う取材

第5 要綱第4条第1項第8号及び第2項第9号の「家計調査」の内容は、次のとおりとする。

- (1) 交付を受けた由利本荘市定住促進奨励金の使途
- (2) 夏季と冬季の月別家計調査（国が実施する家計調査に準じた簡易調査）

第6 要綱第4条第1項第10号及び第4条第2項第11号の「由利本荘市移住まるごとネットワークに登録」は、市が定める「移住エントリーシート」を提出した者とする。

第7 要綱第4条第2項第6号の「転勤等」は、転勤のほか、関連のある企業への赴任を含むものとする。

(交付決定の取消しの例外)

第8 要綱第9条ただし書きの「相当の理由があると市長が認めた場合」は、次のとおりとする。

- (1) 市内で住宅を取得するために転居した場合
- (2) 市内の他の賃貸住宅に転居した場合
- (3) 大規模災害、火災等による転居（ただし、火災の原因が当該世帯員の故意等によるものと認められる場合はその限りではない）
- (4) 当該世帯員の疾病、障害、療養その他の理由により、専門の医療機関、学校等

に通うための転居

(5) 雇用企業の倒産等による転居

(6) その他市長がやむを得ないと認めた事情による転居

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。